

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																				
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。) 第1 基本使用料 1 適用</p>	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。) 第1 基本使用料 1 適用</p>																				
基本使用料の適用	基本使用料の適用																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) X i の基本使用料の適用</td> <td style="width: 85%;"> <p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) その X i が、X i シンプルプランを選択する場合であって、共有代表回線若しくは共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) でないとき又はウルトラデータパック若しくはウルトラデータLLパック (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するものをいいます。) 選択していないとき</p> <p>ウ～セ (略)</p> <p>ソ 当社は、X i シンプルプランに係る X i が、共有代表回線若しくは共有対象回線でないこと又はウルトラデータパック若しくはウルトラデータLLパックを選択していないことを当社が確認した場合は、その X i に係る契約者が、当社が別に定める端末設備の種類に応じて、カケホーダイライトプラン又はカケホーダイプラン (ケータイ) を選択したものとみなして取り扱います。</p> <p>タ～ト (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(1)の2～(4) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) その X i が、X i シンプルプランを選択する場合であって、共有代表回線若しくは共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) でないとき又はウルトラデータパック若しくはウルトラデータLLパック (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するものをいいます。) 選択していないとき</p> <p>ウ～セ (略)</p> <p>ソ 当社は、X i シンプルプランに係る X i が、共有代表回線若しくは共有対象回線でないこと又はウルトラデータパック若しくはウルトラデータLLパックを選択していないことを当社が確認した場合は、その X i に係る契約者が、当社が別に定める端末設備の種類に応じて、カケホーダイライトプラン又はカケホーダイプラン (ケータイ) を選択したものとみなして取り扱います。</p> <p>タ～ト (略)</p>	(1)の2～(4) (略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) X i の基本使用料の適用</td> <td style="width: 85%;"> <p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) その X i が、X i シンプルプランを選択する場合であって、共有代表回線若しくは共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) でないとき</p> <p>ウ～セ (略)</p> <p>ソ 当社は、X i シンプルプランに係る X i が、共有代表回線又は共有対象回線でないことを当社が確認した場合は、その X i に係る契約者が、当社が別に定める端末設備の種類に応じて、カケホーダイライトプラン又はカケホーダイプラン (ケータイ) を選択したものとみなして取り扱います。</p> <p>タ～ト (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(1)の2～(4) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) その X i が、X i シンプルプランを選択する場合であって、共有代表回線若しくは共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) でないとき</p> <p>ウ～セ (略)</p> <p>ソ 当社は、X i シンプルプランに係る X i が、共有代表回線又は共有対象回線でないことを当社が確認した場合は、その X i に係る契約者が、当社が別に定める端末設備の種類に応じて、カケホーダイライトプラン又はカケホーダイプラン (ケータイ) を選択したものとみなして取り扱います。</p> <p>タ～ト (略)</p>	(1)の2～(4) (略)	(略)												
(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) その X i が、X i シンプルプランを選択する場合であって、共有代表回線若しくは共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) でないとき又はウルトラデータパック若しくはウルトラデータLLパック (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するものをいいます。) 選択していないとき</p> <p>ウ～セ (略)</p> <p>ソ 当社は、X i シンプルプランに係る X i が、共有代表回線若しくは共有対象回線でないこと又はウルトラデータパック若しくはウルトラデータLLパックを選択していないことを当社が確認した場合は、その X i に係る契約者が、当社が別に定める端末設備の種類に応じて、カケホーダイライトプラン又はカケホーダイプラン (ケータイ) を選択したものとみなして取り扱います。</p> <p>タ～ト (略)</p>																				
(1)の2～(4) (略)	(略)																				
(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) その X i が、X i シンプルプランを選択する場合であって、共有代表回線若しくは共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) でないとき</p> <p>ウ～セ (略)</p> <p>ソ 当社は、X i シンプルプランに係る X i が、共有代表回線又は共有対象回線でないことを当社が確認した場合は、その X i に係る契約者が、当社が別に定める端末設備の種類に応じて、カケホーダイライトプラン又はカケホーダイプラン (ケータイ) を選択したものとみなして取り扱います。</p> <p>タ～ト (略)</p>																				
(1)の2～(4) (略)	(略)																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">(4)の2 U25 応援割の適用</td> <td style="width: 85%;"> <p>ア U25 応援割 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、基本使用料の料金種別が総合利用プラン (X i カケホーダイプラン (S I Mフリー) を除きます。) の基本使用料について、X i 契約者の選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">基本使用料の割引額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i カケホーダイライトプラン</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>X i シンプルプラン</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	(4)の2 U25 応援割の適用	<p>ア U25 応援割 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、基本使用料の料金種別が総合利用プラン (X i カケホーダイプラン (S I Mフリー) を除きます。) の基本使用料について、X i 契約者の選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">基本使用料の割引額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i カケホーダイライトプラン</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>X i シンプルプラン</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の割引額 (月額)	X i カケホーダイライトプラン	—	X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	—	X i シンプルプラン	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">(4)の2 U25 応援割の適用</td> <td style="width: 85%;"> <p>ア U25 応援割 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、基本使用料の料金種別が総合利用プラン (X i カケホーダイプラン (S I Mフリー) を除きます。) の基本使用料について、X i 契約者の選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">基本使用料の割引額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i カケホーダイライトプラン</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>X i シンプルプラン</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	(4)の2 U25 応援割の適用	<p>ア U25 応援割 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、基本使用料の料金種別が総合利用プラン (X i カケホーダイプラン (S I Mフリー) を除きます。) の基本使用料について、X i 契約者の選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">基本使用料の割引額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i カケホーダイライトプラン</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>X i シンプルプラン</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の割引額 (月額)	X i カケホーダイライトプラン	—	X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	—	X i シンプルプラン	—
(4)の2 U25 応援割の適用	<p>ア U25 応援割 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、基本使用料の料金種別が総合利用プラン (X i カケホーダイプラン (S I Mフリー) を除きます。) の基本使用料について、X i 契約者の選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">基本使用料の割引額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i カケホーダイライトプラン</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>X i シンプルプラン</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の割引額 (月額)	X i カケホーダイライトプラン	—	X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	—	X i シンプルプラン	—												
区 分	基本使用料の割引額 (月額)																				
X i カケホーダイライトプラン	—																				
X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	—																				
X i シンプルプラン	—																				
(4)の2 U25 応援割の適用	<p>ア U25 応援割 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、基本使用料の料金種別が総合利用プラン (X i カケホーダイプラン (S I Mフリー) を除きます。) の基本使用料について、X i 契約者の選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">基本使用料の割引額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i カケホーダイライトプラン</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>X i シンプルプラン</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の割引額 (月額)	X i カケホーダイライトプラン	—	X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	—	X i シンプルプラン	—												
区 分	基本使用料の割引額 (月額)																				
X i カケホーダイライトプラン	—																				
X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	—																				
X i シンプルプラン	—																				

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">上記以外のもの</td> <td style="width: 30%; text-align: right; padding: 5px;">500円</td> </tr> </table> <p>イ 本割引の選択に係る申出を行うことができる者は、総合利用プラン（X i カケホーダイプラン（SIMフリー）を除きます。）及び第3（通信料）の1の(8)の2に規定するデータ定額パック（ビジネスシェアパックを除きます。以下この欄において同じとします。）を選択しているX i 契約者であって、次のいずれかに該当する者に限ります。</p> <p>(ア) 満26歳に満たない者であって、一般契約又は定期契約を締結している者。</p> <p>(イ) 利用者（満26歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。）のために本割引を選択することに同意を得ている者（利用者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）であって、一般契約又は定期契約を締結している者。</p> <p>ウ イの規定により本割引を選択するときは、次のいずれかに該当する1の利用者を指定し、第74条の2（利用者登録）に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>(ア) イの(ア)の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出をする者。</p> <p>(イ) イの(イ)の申出に係る利用者は、その申出をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。</p> <p>エ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、その申出を承諾します。</p> <p>(ア) その申出に係る利用者が、現に他のX i 又はFOMAにおいて、本割引に係る登録利用者として指定されているとき。</p> <p>(イ) その申出に係る利用者が、タイプシンプルに係る基本使用料の減額適用（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）若しくはX i 応援学割2012（この約款に規定するものをいいます。）、FOMA応援学割2012（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る対象者、X i 応援学割2013（この約款に規定するものをいいます。）、FOMA応援学割2013（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）、X i 応援学割2014（この約款に規定するものをいいます。）、FOMA応援学割2014（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）、キッズ割2（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）若しくはキッズ割3（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）若しくはキッズ割4（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る利用者又はドコモヘスイッチ学割（この約款に規定するものをいいます。）に係る登録利用者として指定されているとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>オ 本割引の適用の開始は、ウに規定する申出を当社が承諾した日を含む暦月からとします。</p> <p>カ 本割引を選択しているX i 契約者は、本割引の適用を受けるX i の変更をするときは、当社に申し出ていただきます。この場合において、当社はエの規定に準じて取り扱います。</p> <p>キ 当社は本割引の適用を受けているX i について、X i 契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) X i 契約に係る名義変更又は登録利用者の変更があったとき。</p> <p>(イ) X i 契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。</p> <p>(ウ) 電話番号保管があったとき。</p> <p>(エ) イ又はウの規定に該当しないことが判明したとき。</p> <p>(オ) エの規定に該当することが判明したとき。</p> <p>ク 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの総合利用プランの基本使用料を割引の対象とします。</p> <p>ケ (1)のオ又は(1)の2のオの規定により基本使用料を日割するときは、割引額を日割して適用します。</p>	上記以外のもの	500円
上記以外のもの	500円		

第2 (略)

第3 通信料
1 適用

基本使用料の適用

(1)～(8) (略)

(略)

(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等

ア (略)

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。
(ア)～(ウ) (略)
(エ) シングルパック(第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するウルトラデータLパック若しくはウルトラデータLLパックを除きます。)又はケータイパックを選択する場合であって、基本使用料の料金種別がX i シンプルプランを選択しているとき。

ウ～キ (略)

ク (略)

ケ クの規定によるほか、データ定額パックを選択している契約者は、当社が別に定める方法により、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、当該料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量(以下この欄及び(8)の3において「追加データ量」といいます。)を加算した後の定額上限データ量を適用します。

コ クに規定する申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。

カ 当社は、データ定額パックの適用を受けているX i の累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量(当該契約約款の規定により加算された1GBの合計のデータ量(以下この欄及び(8)の3において「付与データ量」といいます。)、指定追加データ量、追加データ量又は若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。)を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間(クに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、そのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い(以下この欄及び(8)の3において「128k通信」といいます。)を適用します。

キ サの規定により128k通信の適用を受けているX i が行った通信に係る課金対象データについては、第47条(通信時間等の測定等)の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

ク 当社は、データ定額パックを選択している契約者からク又はクに規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量(付与データ量又は若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。)を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量(サの規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。)について、次表に規定する額を適用します。

表 (略)

第2 (略)

第3 通信料
1 適用

基本使用料の適用

(1)～(8) (略)

(略)

(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等

ア (略)

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。
(ア)～(ウ) (略)
(エ) シングルパック又はケータイパックを選択する場合であって、基本使用料の料金種別がX i シンプルプランを選択しているとき。

ウ～キ (略)

ク 当社は、データ定額パックを選択している契約者に係るX i が、第1(基本使用料)の(4)の2に規定するU25応援割の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日(U25応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日)において、契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1GBを加算します。

ケ (略)

コ ケの規定によるほか、データ定額パックを選択している契約者は、当社が別に定める方法により、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、当該料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量(以下この欄及び(8)の3において「追加データ量」といいます。)を加算した後の定額上限データ量を適用します。

カ コに規定する申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。

キ 当社は、データ定額パックの適用を受けているX i の累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量(ク、(8)の3のヌ若しくは当該契約約款の規定により加算された1GBの合計のデータ量(以下この欄及び(8)の3において「付与データ量」といいます。)、指定追加データ量、追加データ量又は若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。)を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間(クに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、そのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い(以下この欄及び(8)の3において「128k通信」といいます。)を適用します。

ク シの規定により128k通信の適用を受けているX i が行った通信に係る課金対象データについては、第47条(通信時間等の測定等)の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

ケ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からク又はクに規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量(付与データ量又は若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。)を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量(シの規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。)について、次表に規定する額を適用します。

表 (略)

	<p>セ ア又はトに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>ソ セの規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。 ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は(8)の3に規定する共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>タ 当社は、データ定額パック（データSパック（小容量）及びケータイパックを除きます。）の適用を受けているX i に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GBに満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてサ及びスの規定を適用します。 ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったときは当該料金月若しくは翌料金月において(8)の3に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>チ 当社は、データ定額パックの適用を受けているX i に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超過する場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（セに規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量としてサ及びスの規定を適用します。</p> <p>ツ～テ（略）</p> <p>ト 契約者は、テに規定する申出を行った場合は、次に定める定額通信料の支払いを要します。 表（略） ナ（略） ニ ア及びナの規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けているX i 契約者回線に、当社が定める端末設備以外が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認した日を含む暦月のデータ通信モードに係る通信（ケータイパックの適用を受けている期間に限ります。）に関する料金については、4,200円をその月間累計額とみなして取扱います。</p>	<p>ソ ア又はナに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>タ ソの規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。 ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は(8)の3に規定する共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>チ 当社は、データ定額パック（データSパック（小容量）及びケータイパックを除きます。）の適用を受けているX i に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GBに満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてシ及びセの規定を適用します。 ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったときは当該料金月若しくは翌料金月において(8)の3に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ツ 当社は、データ定額パックの適用を受けているX i に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超過する場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（セに規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量としてシ及びセの規定を適用します。</p> <p>テ～ト（略）</p> <p>ナ 契約者は、トに規定する申出を行った場合は、次に定める定額通信料の支払いを要します。 表（略） ニ（略） ヌ ア及びニの規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けているX i 契約者回線に、当社が定める端末設備以外が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認した日を含む暦月のデータ通信モードに係る通信（ケータイパックの適用を受けている期間に限ります。）に関する料金については、4,200円をその月間累計額とみなして取扱います。</p>
<p>(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有</p>	<p>ア～カ（略） キ カの規定により選択したシングルパック等の定額通信料、(8)の2のアの(イ)に係るデータ通信料、(8)の2のナ及び(8)の2のニに規定する月間累計額については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。 ク～ス（略）</p> <p>セ 当社は、共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、共有代表回線が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量（付与データ量、指定追加データ量、追加データ量又は(8)の2の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（(8)の2のクに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、その共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線について、128k通信を適用します。</p> <p>ソ 共有代表回線の契約者は、リに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を10GBを</p>	<p>(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有</p> <p>ア～カ（略） キ カの規定により選択したシングルパック等の定額通信料、(8)の2のアの(イ)に係るデータ通信料、(8)の2のニ及び(8)の2のヌに規定する月間累計額については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。 ク～ス（略）</p> <p>セ 当社は、第1（基本使用料）の(4)の2に規定するU25応援割の適用を受けているX i が、オに規定する共有対象回線であるときは、その適用を受ける料金月の初日（U25応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日）において、共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1GBを加算します。</p> <p>ソ 当社は、共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、共有代表回線が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量（付与データ量、指定追加データ量、追加データ量又は(8)の2の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（(8)の2のクに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、その共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線について、128k通信を適用します。</p> <p>タ 共有代表回線の契約者は、ハに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を10</p>

	<p>上限として1GBごとに設定する申出（以下「データ量上限設定オプション」といいます。）を行うことができます。</p> <p>タ（略）</p> <p>チ データ定額共有における(8)の2のウ又は(8)の2のケに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。</p> <p>ただし、(8)の2のケに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者があらかじめ同意している場合に限り、共有対象回線（FOMAコピキタス又はXコピキタスに係るものを除きます。）に係る契約者から行うことができます。この場合において、その申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。</p> <p>ツ 当社は、データ定額パックを選択している契約者から(8)の2のウ又は(8)の2のケに規定する申出があった場合であって、当該料金月における共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（セの規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表（略）</p> <p>テ 当社は、共有回線群に属するX iに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったX iが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>(ウ) 二の(ウ)、又の(ウ)又はネの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ)（略）</p> <p>ト テの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ナ テの規定により廃止のあったX i又はX iコピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(8)の2のウ又は本欄のカ若しくはキの規定により選択したシングルパック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ニ アからナの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>ヌ アからナの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>ネ アからナの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>ノ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、共有代表回線及びその契約者が指定する共有対象回線（X iコピキタス、FOMAコピキタス及び限定利用プランに係るものを除きます。）の数に応じて、(8)の2のア、ス及びト並びに本欄のサ（指定された共有対象回線に係るものに限ります。）及びシの規定により適用する定額通信料（(8)の4に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(9)に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額）並びにツの規定により適用するX iデータ通信料の合算額に係る債務を、当社が定める方法により均等に分割して、共有代表回線及び指定された共有対象回線に請求（以下この欄において「分割請求」といいます。）します。</p> <p>ハ ㄱに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(キ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ)（略）</p> <p>(カ) ㄴに規定する「データ量上限設定オプション」が適用されているときは請求できません。</p>	<p>GBを上限として1GBごとに設定する申出（以下「データ量上限設定オプション」といいます。）を行うことができます。</p> <p>チ（略）</p> <p>ツ データ定額共有における(8)の2のケ又は(8)の2のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。</p> <p>ただし、(8)の2のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者があらかじめ同意している場合に限り、共有対象回線（FOMAコピキタス又はXコピキタスに係るものを除きます。）に係る契約者から行うことができます。この場合において、その申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。</p> <p>テ 当社は、データ定額パックを選択している契約者から(8)の2のケ又は(8)の2のクに規定する申出があった場合であって、当該料金月における共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（ソの規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表（略）</p> <p>ト 当社は、共有回線群に属するX iに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったX iが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>(ウ) 又の(ウ)、ネの(ウ)又はノの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ)（略）</p> <p>ナ トの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ニ トの規定により廃止のあったX i又はX iコピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(8)の2のウ又は本欄のカ若しくはキの規定により選択したシングルパック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ヌ アからトの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>ネ アからニの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>ノ アからニの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>ハ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、共有代表回線及びその契約者が指定する共有対象回線（X iコピキタス・FOMAコピキタス及び限定利用プランに係るものを除きます。）の数に応じて、(8)の2のア、セ及びナ並びに本欄のサ（指定された共有対象回線に係るものに限ります。）及びシの規定により適用する定額通信料（(8)の4に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(9)に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額）並びにテの規定により適用するX iデータ通信料の合算額に係る債務を、当社が定める方法により均等に分割して、共有代表回線及び指定された共有対象回線に請求（以下この欄において「分割請求」といいます。）します。</p> <p>ヒ ハに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(キ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ)（略）</p> <p>(カ) タに規定する「データ量上限設定オプション」が適用されているときは請求できません。</p>
--	---	--

	(キ) (略)	
(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ (8)の2のネ及び(8)の2のノの規定にかかわらず、当社は、データ定額パック(ケータイパックに係るものに限り。.)の適用を受けているX i (経過期間が180か月を超えている場合に限り。.)の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が3,900円を超える場合は、3,900円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p>	
(9)の2 定額通信料等に係る月極割引(docomo with)の適用	<p>ア 当社は、X i 契約者若しくは当社が定める関係者がX i サービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合であって、その購入と同時に次の(ア)及び(イ)の条件(以下この欄において「割引条件」といいます。)を満たすとき又はその購入と同時に端末設備を購入した日を含む料金月の翌料金月に割引条件を満たす申込があったときは、そのX i について、割引条件を満たした日を含む料金月から次表に定める額を上限とした割引(以下この欄において「本割引」といいます。)を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ 当社は、そのX i に係る1の料金月における次の(ア)から(ウ)に規定する料金の合計額(以下この欄において「定額通信料等」といいます。)について、アに規定する割引額を適用します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2のセ及び料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3のヅに規定するX i データ通信料。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ 本割引の適用を受けているX i について、1の料金月における定額通信料等が割引額に満たない場合は、その差額(以下この欄において「割引残額」といいます。)を当該料金月内におけるそのX i に係る基本使用料(そのX i が適用を受ける基本使用料の割引を控除した額をいいます。)に適用します。</p> <p>ただし、割引残額が基本使用料の額を上回る場合は、その基本使用料の額を上限として、割引残額を適用します。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 料金月の初日以外の日から本割引を適用する場合は、当該料金月の割引額について、端末設備を購入した日を含む料金月に本割引が適用される場合、当該料金月の割引額については、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その端末設備の購入の日から割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用します。</p> <p>ただし、そのX i が、当社が別に定める割引の適用を受けている場合は、アに規定する端末設備を購入した日を含む料金月の翌料金月から本割引を適用します。</p> <p>カ 当社は、本割引の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>キ 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の前料金月までの期間について、本割引を適用します。</p> <p>ク 本割引の適用を受けているX i について、契約者から電話番号保管に係る請求があったときは、当社が定める方法により本割引を取り扱うものとします。</p> <p>(注) (略)</p>	
(10)～(24) (略)	(略)	(略)
2 料金額 (略)		

	(キ) (略)	
(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ (8)の2のノ及び(8)の2のハの規定にかかわらず、当社は、データ定額パック(ケータイパックに係るものに限り。.)の適用を受けているX i (経過期間が180か月を超えている場合に限り。.)の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が3,900円を超える場合は、3,900円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p>	
(9)の2 定額通信料等に係る月極割引(docomo with)の適用	<p>ア 当社は、X i 契約者若しくは当社が定める関係者がX i サービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合であって、その購入と同時に次の(ア)及び(イ)の条件(以下この欄において「割引条件」といいます。)を満たすとき又はその購入と同時に端末設備を購入した日を含む料金月の翌料金月に割引条件を満たす申込があったときは、そのX i について、割引条件を満たした日を含む料金月から次表に定める額を上限とした割引(以下この欄において「本割引」といいます。)を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ 当社は、そのX i に係る1の料金月における次の(ア)から(ウ)に規定する料金の合計額(以下この欄において「定額通信料等」といいます。)について、アに規定する割引額を適用します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2のソ及び料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3のテに規定するX i データ通信料。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ 本割引の適用を受けているX i について、1の料金月における定額通信料等が割引額に満たない場合は、その差額(以下この欄において「割引残額」といいます。)を当該料金月内におけるそのX i に係る基本使用料(そのX i が適用を受ける基本使用料の割引を控除した額をいいます。)に適用します。</p> <p>ただし、割引残額が基本使用料の額を上回る場合は、その基本使用料の額を上限として、割引残額を適用します。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 料金月の初日以外の日から本割引を適用する場合は、当該料金月の割引額について、端末設備を購入した日を含む料金月に本割引が適用される場合、当該料金月の割引額については、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その端末設備の購入の日から割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用します。</p> <p>ただし、そのX i が、当社が別に定める割引の適用を受けている場合は、アに規定する端末設備を購入した日を含む料金月の翌料金月から本割引を適用します。</p> <p>カ 当社は、本割引の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>キ 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の前料金月までの期間について、本割引を適用します。</p> <p>ク 本割引の適用を受けているX i について、契約者から電話番号保管に係る請求があったときは、当社が定める方法により本割引を取り扱うものとします。</p> <p>(注) (略)</p>	
(10)～(24) (略)	(略)	(略)
2 料金額 (略)		

第4～第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

- 1 (略)
- 2 料金額

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	税抜額 2円(税込額 2.16円)

(注) (略)

第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

- 1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第4～第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

- 1 (略)
- 2 料金額

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	税抜額 3円(税込額 3.24円)

(注) (略)

第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

- 1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	フィリピン共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Digitel Mobile Philippines, Inc.</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	<u>one.Vip DOOEL Skopje</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 2 月 28 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

	フィリピン共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Digital Telecommunications Philippines, Inc.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	one.Vip DOO Skopje	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 1 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則（平成 29 年 12 月 19 日経企第 2149 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成 29 年 12 月 27 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ユニバーサルサービス料に係る部分及び国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（U25 応援割に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている U25 応援割（基本使用料の料金種別が総合利用プラン（X i カケホーダイプラン（S I Mフリー）を除きます。）の基本使用料について、X i 契約者の選択により次の(1)に規定する額を割引する取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) U25 応援割（以下、この附則第 3 項において「本割引」といいます。）に関する割引額については、次表のとおりとします。

区 分	基本使用料の割引額（月額）
X i カケホーダイライトプラン	—
X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）	—
X i シンプルプラン	—
上記以外のもの	500円

- (2) 当社は、データ定額パックを選択している契約者に係る X i 又は共有対象回線である X i が、本割引の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日（本割引の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日）において、契約者又は共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1 G B を加算します。

- (3) 当社は本割引の適用を受けている X i について、X i 契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 総合利用プラン（X i カケホーダイプラン（S I Mフリー）を除きます。）及び第 3（通信料）の 1 の(8)の 2 に規定するデータ定額パック（ビジネスシェアパックを除きます。以下この附則において同じとします。）以外を選択したとき。

(イ) X i 契約に係る名義変更又は第 74 条の 2（利用者登録）に規定する登録利用者の変更（当社が別に定めるときを除きます。）があったとき。

(ウ) X i 契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。

(エ) 電話番号保管があったとき。

(オ) 契約者又は登録利用者が満 25 歳を超えたとき。

(カ) その他従前の提供条件を満たさないことを当社が確認したとき。

- (4) 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの総合利用プランの基本使用料を割引の対象とします。

- (5) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のオ又は(1)の 2 のオの規定により基本使用料を日割するときは、割引額を日割して適用します。

- (6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（ドコモの学割 2018 の適用）

4 この改正規定実施の日から平成 30 年 5 月 31 日までの間において、X i 契約の締結（当社が別に定める電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）があった場合、又は既に X i 契約を締結している場合であって、総合利用プラン（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいい、X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）、X i カケホーダイプラン（SIMフリー）、X i カケホーダイライトプラン及び X i シンプルプラン（当社が別に定める端末設備を利用していると当社が認めるものに限ります。）に限ります。以下この附則において同じとします。）を新たに選択するときは、ドコモの学割 2018（第 8 項第 3 号又は第 4 号の規定により、データ定額パック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 12 暦月の間の総合利用プランの基本使用料等（基本使用料、定額通信料等（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(9)の 2 のイに規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）及び sp モード機能（別表 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る付加機能使用料をいいます。以下この附則において同じとします。）について 1,500 円を減額する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の申出があったものとみなして取扱い、ドコモの学割 2018 を適用します。

ただし、適用開始日が暦月の初日以外のときは、適用開始となる暦月の割引額について、通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定に準じて、その適用開始となる日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。

5 ドコモの学割 2018 の適用を受けている X i について、1 の暦月における X i に係る基本使用料（その X i が適用を受ける基本使用料の割引を控除した額をいいます。）が割引額に満たない場合は、その差額（以下この附則において「割引残額」といいます。）を当該暦月内におけるその定額通信料等、sp モード機能に係る付加機能使用料の順に適用します。ただし、割引残額が定額通信料等及び sp モード機能に係る付加機能使用料の額を上回る場合は、その額を上限として、割引残額を適用します。

6 ドコモの学割 2018 の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者に限ります。

(1) 満 26 歳に満たない者であって、一般契約（その契約に係る X i が、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものに限ります。以下この附則において同じとします。）又は定期契約を新たに締結する者。

(2) 利用者（満 26 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。）のためにドコモの学割 2018 を選択することに同意を得ている者（利用者との関係が当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）であって、一般契約又は定期契約を締結している者。

(3) docomo with（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(9)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用を受けていない者。

7 前項の規定によりドコモの学割 2018 の適用に係る申出を行うときは、次のいずれかに該当する 1 の利用者を指定し、第 74 条の 2（利用者登録）に規定する利用者登録を行っていただきます。

(1) 前項の(1)の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出を行う者。

(2) 前項の(2)の申出に係る利用者は、その申出を行う者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。

8 当社は、ドコモの学割 2018 の適用に係る申出があったときは、その申出を行った X i 契約者に係る X i が、その X i 契約の締結と同時に、次の(1)から(3)、又は、(1)、(2)及び(4)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合に限り、その申出を承諾します。

(1) 基本使用料の料金種別が総合利用プランであること。

(2) sp モード機能の提供を受けていること。

(3) データ定額パック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1 の(8)の 2 に規定するものをいい、ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックに限ります。以下この附則において同じとします。）を選択すること。

(4) 共有対象回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定す

るものをいいます。以下この附則において同じとします。)の契約者がデータ定額パックを選択していること。

- 9 当社は、ドコモの学割 2018 の適用を受けている X i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモの学割 2018 の適用を廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別が総合利用プラン以外となったとき。
 - (2) データ定額パックの廃止があったとき。
 - (3) その X i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にデータ定額パックを選択する場合は除きます。）。
 - (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (5) X i の電話番号保管があったとき。
 - (7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
 - (8) sp モード機能の廃止があったとき。
 - (9) docomo with の適用を受けたことを当社が確認したとき。
- 10 当社は、ドコモの学割 2018 を廃止したときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料等についてドコモの学割 2018 の適用対象とします。
- 11 ドコモの学割 2018 の適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、ドコモの学割 2017（経企第 1522 号（平成 29 年 1 月 18 日）の附則第 2 項に規定するものをいいます。）、シニア特割キャンペーン（経企第 1583 号（平成 29 年 1 月 27 日）の附則第 4 項に規定するものをいいます。）、シニアはじめてスマホ割キャンペーン（経企第 94 号（平成 27 年 4 月 16 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）及びシニアはじめてスマホ割キャンペーン 2（経企第 262 号（平成 29 年 5 月 25 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）に規定する減額を適用しません。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。) 第 1 基本使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">基本使用料の適用</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">(1)～(4) (略)</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table>	基本使用料の適用		(1)～(4) (略)	(略)	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。) 第 1 基本使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">基本使用料の適用</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">(1)～(4) (略)</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(4)の 2 U25 応援割の適用</td> <td style="padding: 5px;"> <p>ア U25 応援割 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、基本使用料の料金種別が第 2 種契約に係る総合利用プランの基本使用料について、F O M A 契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px auto;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">基本使用料の割引額 (月額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">5 0 0 円</td> </tr> </table> <p>イ 本割引の選択に係る申出を行うことができる者は、総合利用プラン及び第 3 (通信料) の 1 の (7)の 3 に規定するデータ定額パック (ビジネスシェアパックを除きます。以下この欄において同じとします。)を選択している F O M A 契約者であって、次のいずれかに該当する者に限ります。 (ア) 満 26 歳に満たない者であって、第 2 種一般契約又は第 2 種定期契約を締結している者。 (イ) 利用者 (満 26 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。)のために本割引を選択することに同意を得ている者 (利用者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。)であって、第 2 種一般契約又は第 2 種定期契約を締結している者。 ウ イの規定により本割引を選択するときは、次のいずれかに該当する 1 の利用者を指定し、第 88 条の 4 (利用者登録) に規定する利用者登録を行っていただきます。 (ア) イの(ア)の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出をする者。 (イ) イの(イ)の申出に係る利用者は、その申出をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。 エ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、その申出を承諾します。 (ア) その申出に係る利用者が、現に他の X i 又は F O M A において、本割引に係る登録利用者として指定されているとき。 (イ) その申出に係る利用者が、タイプシンプルに係る基本使用料の減額適用 (この約款に規定するものをいいます。)若しくは X i 応援学割 2012 (X i サービス契約約款に規定するもの</p> </td> </tr> </table>	基本使用料の適用		(1)～(4) (略)	(略)	(4)の 2 U25 応援割の適用	<p>ア U25 応援割 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、基本使用料の料金種別が第 2 種契約に係る総合利用プランの基本使用料について、F O M A 契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px auto;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">基本使用料の割引額 (月額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">5 0 0 円</td> </tr> </table> <p>イ 本割引の選択に係る申出を行うことができる者は、総合利用プラン及び第 3 (通信料) の 1 の (7)の 3 に規定するデータ定額パック (ビジネスシェアパックを除きます。以下この欄において同じとします。)を選択している F O M A 契約者であって、次のいずれかに該当する者に限ります。 (ア) 満 26 歳に満たない者であって、第 2 種一般契約又は第 2 種定期契約を締結している者。 (イ) 利用者 (満 26 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。)のために本割引を選択することに同意を得ている者 (利用者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。)であって、第 2 種一般契約又は第 2 種定期契約を締結している者。 ウ イの規定により本割引を選択するときは、次のいずれかに該当する 1 の利用者を指定し、第 88 条の 4 (利用者登録) に規定する利用者登録を行っていただきます。 (ア) イの(ア)の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出をする者。 (イ) イの(イ)の申出に係る利用者は、その申出をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。 エ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、その申出を承諾します。 (ア) その申出に係る利用者が、現に他の X i 又は F O M A において、本割引に係る登録利用者として指定されているとき。 (イ) その申出に係る利用者が、タイプシンプルに係る基本使用料の減額適用 (この約款に規定するものをいいます。)若しくは X i 応援学割 2012 (X i サービス契約約款に規定するもの</p>	基本使用料の割引額 (月額)	5 0 0 円
基本使用料の適用													
(1)～(4) (略)	(略)												
基本使用料の適用													
(1)～(4) (略)	(略)												
(4)の 2 U25 応援割の適用	<p>ア U25 応援割 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、基本使用料の料金種別が第 2 種契約に係る総合利用プランの基本使用料について、F O M A 契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px auto;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">基本使用料の割引額 (月額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">5 0 0 円</td> </tr> </table> <p>イ 本割引の選択に係る申出を行うことができる者は、総合利用プラン及び第 3 (通信料) の 1 の (7)の 3 に規定するデータ定額パック (ビジネスシェアパックを除きます。以下この欄において同じとします。)を選択している F O M A 契約者であって、次のいずれかに該当する者に限ります。 (ア) 満 26 歳に満たない者であって、第 2 種一般契約又は第 2 種定期契約を締結している者。 (イ) 利用者 (満 26 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。)のために本割引を選択することに同意を得ている者 (利用者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。)であって、第 2 種一般契約又は第 2 種定期契約を締結している者。 ウ イの規定により本割引を選択するときは、次のいずれかに該当する 1 の利用者を指定し、第 88 条の 4 (利用者登録) に規定する利用者登録を行っていただきます。 (ア) イの(ア)の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出をする者。 (イ) イの(イ)の申出に係る利用者は、その申出をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。 エ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、その申出を承諾します。 (ア) その申出に係る利用者が、現に他の X i 又は F O M A において、本割引に係る登録利用者として指定されているとき。 (イ) その申出に係る利用者が、タイプシンプルに係る基本使用料の減額適用 (この約款に規定するものをいいます。)若しくは X i 応援学割 2012 (X i サービス契約約款に規定するもの</p>	基本使用料の割引額 (月額)	5 0 0 円										
基本使用料の割引額 (月額)													
5 0 0 円													

<p>2 料金額 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>をいいます。)、FOMA応援学割 2012 (この約款に規定するものをいいます。))に係る対象者、Xi 応援学割 2013 (Xi サービス契約約款に規定するものをいいます。))、FOMA 応援学割 2013 (この約款に規定するものをいいます。))、Xi 応援学割 2014 (Xi サービス契約約款に規定するものをいいます。))、FOMA 応援学割 2014 (この約款に規定するものをいいます。))、キッズ割 2 (この約款に規定するものをいいます。))、キッズ割 3 (この約款に規定するものをいいます。)) 若しくはキッズ割 4 (この約款に規定するものをいいます。))に係る利用者又はドコモヘスイッチ学割 (Xi サービス契約約款に規定するものをいいます。))に係る登録利用者として指定されているとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>オ 本割引の適用は、ウに規定する申出を当社が承諾した日を含む暦月からとします。</p> <p>カ 本割引を選択している FOMA 契約者は、本割引の適用を受ける FOMA の変更をするときは、当社に申し出ていただきます。この場合において、当社はエの規定に準じて取り扱います。</p> <p>キ 当社は本割引の適用を受けている FOMA について、FOMA 契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) FOMA 契約に係る名義変更又は登録利用者の変更があったとき。</p> <p>(イ) FOMA 契約の解除があったとき (当社が別に定めるときを除きます。))。</p> <p>(ウ) 電話番号保管があったとき。</p> <p>(エ) イ又はウの規定に該当しないことが判明したとき。</p> <p>(オ) エの規定に該当することが判明したとき。</p> <p>ク 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの総合利用プランの基本使用料を割引の対象とします。</p> <p>ケ (1)のノ又は(1)の2の力の規定により基本使用料を日割するときは、割引額を日割して適用します。</p> <p>(5)~(8) (略)</p> <p>2 料金額 (略)</p> <p>第2 (略)</p>
--------------------------------	---

第3 通信料 1 適用	
基本使用料の適用	
(1)～(7)の2 (略)	(略)
(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア～キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ クの規定によるほか、データ定額パックを選択している契約者は、当社が別に定める方法により、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、当該料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この欄及び(7)の4において「追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。</p> <p>コ クに規定する申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。</p> <p>サ 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAの累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量（当該契約約款の規定により加算された1GBの合計のデータ量（以下この欄及び(7)の4において「付与データ量」といいます。））、指定追加データ量、追加データ量又は若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（クに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのFOMAの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄及び(7)の4において「128k通信」といいます。）を適用します。</p> <p>シ サの規定により128k通信の適用を受けているFOMAが行った通信に係る課金対象データについては、第61条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>ス 当社は、データ定額パックを選択している契約者からク又はケに規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量（付与データ量又は若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（サの規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>セ ア又はナに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、FOMAを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>ソ セの規定にかかわらず、料金月の初日以外にFOMA契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p>

第3 通信料 1 適用	
基本使用料の適用	
(1)～(7)の2 (略)	(略)
(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア～キ (略)</p> <p>ク 当社は、データ定額パックを選択している契約者に係るFOMAが、第1（基本使用料）の(4)の2に規定するU25応援割の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日（U25応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日）において、契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量又は指定定額上限データ量（クに規定するものをいいます。）に、1GBを加算します。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ クの規定によるほか、データ定額パックを選択している契約者は、当社が別に定める方法により、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、当該料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この欄及び(7)の4において「追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。</p> <p>サ コに規定する申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。</p> <p>シ 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAの累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量（ク、(7)の4のソ若しくは当該契約約款の規定により加算された1GBの合計のデータ量（以下この欄及び(7)の4において「付与データ量」といいます。））、指定追加データ量、追加データ量又は若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（コに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのFOMAの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄及び(7)の4において「128k通信」といいます。）を適用します。</p> <p>ス シの規定により128k通信の適用を受けているFOMAが行った通信に係る課金対象データについては、第61条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>セ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からク又はコに規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量（付与データ量又は若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（シの規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>ソ ア又はナに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、FOMAを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>タ ツの規定にかかわらず、料金月の初日以外にFOMA契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p>

	<p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は(7)の4に規定する共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>タ 当社は、データ定額パック（データSパック（小容量）を除きます。）の適用を受けているF O M Aに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1 G Bに満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてシ及びスの規定を適用します。</p> <p>ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(7)の4に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>チ 当社は、データ定額パックの適用を受けているF O M Aに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（セに規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量としてシ及びスの規定を適用します。</p> <p>ツ～テ（略）</p> <p>ト 契約者は、テに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <p>表（略）</p>		<p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は(7)の4に規定する共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>チ 当社は、データ定額パック（データSパック（小容量）を除きます。）の適用を受けているF O M Aに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1 G Bに満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてシ及びセの規定を適用します。</p> <p>ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(7)の4に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ツ 当社は、データ定額パックの適用を受けているF O M Aに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（セに規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量としてシ及びセの規定を適用します。</p> <p>テ～ト（略）</p> <p>ナ 契約者は、トに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <p>表（略）</p>
<p>(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有</p>	<p>ア～セ（略）</p> <p>ソ 当社は、共有回線群に係る累計課金対象データ量と共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、共有代表回線が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量又は指定定額上限データ量（当該契約約款に規定する付加データ量を加算する取扱いの適用を受けているとき又は(7)の3の規定により繰越データ量の適用を受けているときは、その定額上限データ量又は指定定額上限データ量に付加データ量及び繰越データ量を加算したデータ量とします。）を超えたときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（(7)の3のケの規定により1 G B加算オプションの申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、その共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線について、128k 通信を適用します。</p> <p>タ～チ（略）</p> <p>ツ データ定額共有における(7)の3のク又は(7)の3のケに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。</p> <p>ただし、(7)の3のケに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者があらかじめ同意している場合に限り、共有対象回線（F O M A ユビキタス又はX i ユビキタスに係るものを除きます。）に係る契約者から行うことができます。この場合において、その申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。</p> <p>テ 当社は、データ定額パックを選択している契約者が(7)の3のク又は(7)の3のケに規定する申出があった場合であって、当該料金月における共有回線群に係る累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（128k 通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表（略）</p> <p>ト 当社は、共有回線群に属するF O M Aに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったF O M Aが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p>	<p>(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有</p>	<p>ア～セ（略）</p> <p>ソ 当社は、第1（基本使用料）の(4)の2に規定するU 25 応援割の適用を受けているF O M Aが、オに規定する共有対象回線であるときは、共有回線群に係る定額データバックに関する定額上限値に、1 G Bを加算します。</p> <p>タ 当社は、共有回線群に係る累計課金対象データ量と共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、共有代表回線が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量又は指定定額上限データ量（(7)の3のク若しくは当該契約約款に規定する付加データ量を加算する取扱いの適用を受けているとき又は(7)の3の規定により繰越データ量の適用を受けているときは、その定額上限データ量又は指定定額上限データ量に付加データ量及び繰越データ量を加算したデータ量とします。）を超えたときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（(7)の3のクの規定により1 G B加算オプションの申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、その共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線について、128k 通信を適用します。</p> <p>チ～ツ（略）</p> <p>テ データ定額共有における(7)の3のケ又は(7)の3のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。</p> <p>ただし、(7)の3のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者があらかじめ同意している場合に限り、共有対象回線（F O M A ユビキタス又はX i ユビキタスに係るものを除きます。）に係る契約者から行うことができます。この場合において、その申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。</p> <p>ト 当社は、データ定額パックを選択している契約者が(7)の3のク又は(7)の3のクに規定する申出があった場合であって、当該料金月における共有回線群に係る累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（128k 通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表（略）</p> <p>ナ 当社は、共有回線群に属するF O M Aに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったF O M Aが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p>

	<p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 又の(ウ)、ネの(ウ)又はノの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ナ トの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ニ トの規定により廃止のあった F O M A 又は F O M A コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(7)の3のウ、カ又はキの規定により選択したシングルバック等を採用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額バックに係る区分の変更又はデータ定額バックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ヌ ウから三の規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ネ ウから三の規定によるほか、ファミリーシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ノ ウから三の規定によるほか、ビジネスシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>ハ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、共有代表回線及びその契約者が指定する共有対象回線 (X i コピキタス、 F O M A コピキタス及び限定利用プランに係るものを除きます。) の数に応じて、(7)の3のア、ヌ及びト並びに本欄のサ (指定された共有対象回線に係るものに限りま) 及びシの規定により適用する定額通信料 ((7)の5に規定するデータ定額バックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(7)の6に規定するデータ定額バックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額) 並びにテの規定により適用する F O M A データ通信料の合算額に係る債務を、当社が定める方法により均等に分割して、共有代表回線及び指定された共有対象回線に請求 (以下この欄において「分割請求」といいます。) します。</p> <p>ヒ ハに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(キ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p>
(7) の 5 ～ (25) (略)	(略)

2 料金額 (略)

第4～第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 2 円(税込額 2.16 円)
	加算額	1 追加番号ごとに	税抜額 2 円(税込額 2.16 円)

(注) (略)

第7 (略)

	<p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) ネの(ウ)、ノの(ウ)又はハの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ニ ナの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ヌ ナの規定により廃止のあった F O M A 又は F O M A コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(7)の3のウ、カ又はキの規定により選択したシングルバック等を採用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額バックに係る区分の変更又はデータ定額バックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ネ ウからヌの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ノ ウからヌの規定によるほか、ファミリーシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ハ ウからヌの規定によるほか、ビジネスシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>ヒ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、共有代表回線及びその契約者が指定する共有対象回線 (X i コピキタス・ F O M A コピキタス及び限定利用プランに係るものを除きます。) の数に応じて、(8)の2のア、セ及びナ並びに本欄のサ (指定された共有対象回線に係るものに限りま) 及びシの規定により適用する定額通信料 ((8)の4に規定するデータ定額バックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(9)に規定するデータ定額バックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額) 並びにテの規定により適用する F O M A データ通信料の合算額に係る債務を、当社が定める方法により均等に分割して、共有代表回線及び指定された共有対象回線に請求 (以下この欄において「分割請求」といいます。) します。</p> <p>フ ヒに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(キ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p>
(7) の 5 ～ (25) (略)	(略)

2 料金額 (略)

第4～第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 3 円(税込額 3.24 円)
	加算額	1 追加番号ごとに	税抜額 3 円(税込額 3.24 円)

(注) (略)

第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)(に係るグループ)			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	フィリピン共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Digitel Mobile Philippines, Inc.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)(に係るグループ)			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	フィリピン共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Digital Telecommunications Philippines, Inc.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	<u>one.Vip DOOEL Skopje</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 2 月 28 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	one.Vip DOO Skopje	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 1 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則（平成 29 年 12 月 19 日経企第 2149 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成 29 年 12 月 27 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ユニバーサル料に係る部分及び国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分については平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（U 25 応援割に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている U 25 応援割（基本使用料の料金種別が第 2 種契約に係る総合利用プランの基本使用料について、F O M A 契約者の選択により次の(1)に規定する額を割引する取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

- (1) U 25 応援割（以下、この附則において「本割引」といいます。）に関する基本使用料の割引額については、次表のとおりとします。

基本使用料の割引額（月額）
500円

- (2) 当社は、データ定額パックを選択している契約者に係る F O M A 又は共有対象回線である F O M A が、本割引の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日（U 25 応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日）において、契約者又は共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1 G B を加算します。

- (3) 当社は本割引の適用を受けている F O M A について、F O M A 契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 第 2 種契約に係る総合利用プラン及び第 3（通信料）の 1 の(7)の 3 に規定するデータ定額パック（ビジネスシェアパックを除きます。以下この欄において同じとします。）以外を選択したとき。

(イ) F O M A 契約に係る名義変更又は第 88 条の 4（利用者登録）に規定する登録利用者の変更（当社が別に定めるときを除きます。）があったとき。

(ウ) F O M A 契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。

(エ) 電話番号保管があったとき。

(オ) 契約者又は登録利用者が満 25 歳を超えたとき。

(カ) その他従前の提供条件を満たさないことを当社が確認したとき。

- (4) 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの総合利用プランの基本使用料を割引の対象とします。

- (5) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のノ又は(1)の 2 のカの規定により基本使用料を日割するときは、割引額を日割して適用します。

- (6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	税抜額 2円(税込額 2.16円)

第6 (略)

第2表～第5表 (略)

別表 (略)

附 則 (平成 29 年 12 月 19 日経企第 2149 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	税抜額 3円(税込額 3.24円)

第6 (略)

第2表～第5表 (略)

別表 (略)

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p> <p>別表5 国際無線IPに係る外国の電気通信事業者等</p>	<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p> <p>別表5 国際無線IPに係る外国の電気通信事業者等</p>
事 業 者 名	事 業 者 名
	<u>AT&T Mobility LLC</u>
Boingo Wireless, Inc	Boingo Wireless, Inc
	<u>British Telecommunications plc</u>
China Mobile Communications Corporation	China Mobile Communications Corporation
Chunghwa Telecom Co.,Ltd.,	Chunghwa Telecom Co.,Ltd.,
Far EasTone Telecommunications Co., Ltd	Far EasTone Telecommunications Co., Ltd
Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited	Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited
KT Corporation	KT Corporation
Real Future Company Limited	Real Future Company Limited
Y5ZONE Limited	Y5ZONE Limited
<p>附 則 (平成 29 年 12 月 19 日経企第 2149 号) この改正規定は平成 30 年 1 月 1 日から実施します。</p>	

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第13章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 2円(税込額 2.16円)
	加算額	1 着信課金番号ごとに	税抜額 2円(税込額 2.16円)
		1 センタ側課金番号ごとに	税抜額 2円(税込額 2.16円)
		1 I P電話番号ごとに	税抜額 2円(税込額 2.16円)
		1 GW接続用 I P電話番号ごとに	税抜額 2円(税込額 2.16円)

(注) (略)

第2表～第3表 (略)

別表 (略)

附 則 (平成 29 年 12 月 19 日経企第 2149 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前
のとおりとします。

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 3円(税込額 3.24円)
	加算額	1 着信課金番号ごとに	税抜額 3円(税込額 3.24円)
		1 センタ側課金番号ごとに	税抜額 3円(税込額 3.24円)
		1 I P電話番号ごとに	税抜額 3円(税込額 3.24円)
		1 GW接続用 I P電話番号ごとに	税抜額 3円(税込額 3.24円)

(注) (略)

第2表～第3表 (略)

別表 (略)

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金

第1～第5 (略)

第2表～第5表 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

区 分		単 位	料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 2 円 (税込額 2.16 円)
	加算額	1 追加番号ごとに	税抜額 2 円 (税込額 2.16 円)

(注) (略)

別表1～別表6 (略)

附 則 (平成 29 年 12 月 19 日経企第 2149 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

[現 行]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金

第1～第5 (略)

第2表～第5表 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

区 分		単 位	料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 3 円 (税込額 3.24 円)
	加算額	1 追加番号ごとに	税抜額 3 円 (税込額 3.24 円)

(注) (略)

別表1～別表6 (略)